

事 務 連 絡

平成25年10月 1日

居宅介護（介護予防）支援事業者 各位

福祉用具貸与事業所 各位

白老町 健康福祉課 高齢者介護担当課長

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱い手順の見直しについて

日頃より、当町の介護保険事業推進に対しまして、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、平成23年3月31日付け事務連絡において通知した運用手順に基づき取扱いをしてきたところですが、この度、事務の効率化と介護（予防）給付の適正化の観点から下記のとおり運用手順を見直すこととなりました。

つきましては、今後の取扱いにおいては本通知に基づき行われますようお願い申し上げます。

記

1. 運用開始日

平成25年10月1日から

2. 取扱い方法

別紙「軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて」のとおり

3. その他

運用開始日以前に貸与の認定を受けている者については、手順書3ページ「7. 確認依頼申請書の提出時期」に示す事由に該当するまでの間、再申請を不要とします。

◇ 問い合わせ先 ◇

白老町 健康福祉課 介護保険グループ

TEL : 0144-82-5541

E-MAIL: kaigo@town.shiraoi.lg.jp